

飯島町観光協会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、飯島町観光協会(以下「協会」という。)と称し、事務所を飯島町役場内(飯島町飯島2537番地)に置く。

(令和2年6月10日改正)

(目的)

第2条 協会は、飯島町の自然・文化・産業の創造を通し、自然と調和のとれた魅力あるまちづくりを目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1)自然を活かし個性的で美しい観光地づくりを目指す。
- (2)地場産業を育み地域産業の振興を図る。
- (3)伝統や文化を育み新たな地域文化を創造する。
- (4)観光と物産に関する紹介・宣伝を行う。
- (5)積極的な誘客をはかり訪れる観光客に質の高いサービスを提供する。
- (6)その他協会の目的にそって、広く町民参加のもとに活動を展開する。

(会員)

第4条 協会は、この趣旨に賛同する個人、法人及び団体をもって組織する。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|----------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 理事 | 若干名(会長、副会長を含む) |
| 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において選任し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任した役員の場合は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織し、第2条の目的達成のために事業を企画、執行する。

4 監事は、協会の会計を監査する。

(顧問及び相談役)

第8条 協会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

(事務局)

第9条 協会の事務を処理するため事務局をおき、事務局は、飯島町役場内地域創造課魅力デザイン係へ委託する。

(平成18年4月1日改正)

(平成24年7月12日改正)

(平成30年6月5日改正)

(令和2年6月10日改正)

(会議)

第10条 会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

2 通常総会は、年1回年度始めに開催する。ただし、理事会において必要と認めるとき又は会員の過半数が

ら請求のあったときは、臨時総会を開催しなければならない。

(部会)

第 11 条 理事会に、専門的事項を処理するため部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営に関しては理事会が定める。

(議決)

第 12 条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。

(総会に付議すべき事項)

第 13 条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

(1)事業計画

(2)予算及び決算

(3)規約の改廃

(4)役員の変更

(理事会に付議すべき事項)

第 14 条 次の事項は、理事会に付議しなければならない。

(1)総会に付議する議案

(2)総会の決議により委任された事項

(3)会費の徴収に関する事項

(4)運営に関する主要な事項

(会計)

第 15 条 協会の経費は、会費・負担金・補助金・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第 16 条 協会の会費は、1 会員年間1 口以上とし、1 口につき 2,000 円とする。

(会計年度)

第 17 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

(補則)

第 18 条 この規約に定めのない事項については、理事会で決定する。

(付則)

1 協会設立当初の会計年度は、第 17 条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、平成 10 年 3 月 31 日までとする。

2 協会設立当初の役員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、設立後の 2 回目の総会までとする。

3 この規約は、平成 9 年 10 月 16 日から施行する。

4 この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

5 この規約は、平成 24 年 7 月 12 日から施行する。

6 この規約は、平成 30 年 6 月 5 日から施行する。

7 この規約は、令和2年 6 月 10 日から施行する。